

令和5年5月9日開催

## 第2回

# 遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年5月9日(火)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 13時55分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 13人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	6番	菅井	美德
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 5人

委	員	4番	笹原	仁
委	員	5番	西	美紀
委	員	7番	林	秀和
委	員	14番	西原	弘子
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	6番	菅井	美德
委	員	15番	原田	喜一郎

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条(使用貸借)の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 現況証明願いについて

議案第5号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員  
事務局 長 広瀬 淳次  
農地・農業振興担当係長 原 吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和5年度第2回（R5.5.9）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、6番 菅井（美）委員、15番 原田委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R5.4.6（木）13：30～  
第1回農業委員会総会
2. R5.4.6（木）14：00～  
農業者年金協議会総会
3. R5.4.12（水）15：00～  
第102回オホーツク農業委員会連合会通常総会  
紋別市 紋別セントラルホテル  
新国会長、広瀬事務局長出席
4. R5.4.26（水）10：00～  
役場3階大会議室  
新国会長、広瀬事務局長出席

◆ 今後の予定

1. R5.5.29（月）～6月1日（木）  
令和5年度全国農業委員会会長大会  
東京都  
新国会長出席予定
2. R5.6.5（月）13：30～  
令和5年度遠軽町農業再生協議会総会【役場本所3階大会議室】  
新国会長、広瀬事務局長、石川主幹出席予定
3. R4.6.6（火）13：30～  
第3回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、賃貸借でございます。

整理番号1・所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計70,040」・譲渡人「●●●●」・労働力（人）「1人」・経営面積（㎡）「畑 1,127,667.04」・申請理由「参加法人に貸付」・譲受人「●●●●」・労働力（人）「5」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 　以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

　　以上で説明を終わります。

議 長 　これより、議案第1号「整理番号1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 　質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 　異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 　議案第5号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所氏名

貸 主－紋別郡遠軽町●●●●

●●●●

借 主 一 紋別郡遠軽町●●●●

●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●●」・地番「●●●番内外1筆」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「2筆合13,324」

3 申請の理由

貸 主 一 該地は砂利混じりで表土が薄く50cm位下部には砂利層があり耕地としての利用価値が低いので砂利採取をし、土地改良をするため該地を貸したい。

借 主 一 農地以外での砂利採取が困難であり、土地改良を目的とし、農地に適する土で埋め戻す事を条件にした砂利採取のため、令和2年3月31日まで使用貸借したい。

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、砂利採取の一時転用申請があった農地です。農地区分は、農用区域内農地と判断されます。許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号と判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。 「●●番 ●●委員」の退席を求めます。 暫時休憩いたします。（13：40～13：40）

議 長 再開します。 これより、議案第2号についての質疑を行います。 質疑ありませんか。 （質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。 従いまして、本案は原案のとおり決定します。

委員を入室させていない。また、報告もしていない。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」5件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号8と整理番号9につきましては、使用貸借でございます。

整理番号8、所在「●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿一・畑、宅地、田、原野、現況は全て畑」・面積(㎡)「10筆合計124,641.52」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用貸借」・始期「R5.5.15」・終期「R15.5.31」・期間「10年」・金額(円)「無償」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、期間満了のため再度、使用貸借を設定するものでございます。

整理番号9、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一及び現況ともに畑」・面積(㎡)「1筆合計564」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用貸借」・始期「R5.5.15」・終期「R10.5.31」・期間「10年」・金額(円)「無償」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに使用貸借を設定するものでございます。

整理番号10から整理番号12につきましては賃貸借でございます。整理番号10 所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「合計19,114」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.5.15」・終期「R10.5.31」・期間「5年」金額(円)「年76,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に整理番号11 所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「2筆合計22,494」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.5.15」・終期「R10.5.31」・期間「5年」金額(円)「年90,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に整理番号12 所在「●●●」・地番「●●外16筆」・地目「公簿一畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「17筆合計 125,849」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.5.15」・終期「R10.3.14」・期間「4年10ヶ月」金額（円）「年176,000」・支払方法「毎年12月10日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号8」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：43～13：44）

議長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号8」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号8」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。（13：45～13：45）

議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「整理番号8」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

議長 これより、議案第3号「整理番号9」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これより、議案第3号「整理番号10」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これより、議案第3号「整理番号11」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これより、議案第3号「整理番号12」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「現況証明願いについて」の3件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)
- 事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。



整理番号 1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「485」・申請者「北広島市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井（美）、10番石山委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井（美）、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号 2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外 2 筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3 筆合計 1, 971」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況は雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号 3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2, 637」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「1番梶田委員、14番西原委員、18番新国委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、1番梶田委員、14番西原委員、18番新国委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

次に議案第 5 号「あっせん委員の指名について」を議題とします。事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第 5 号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

- 1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外13筆」・地目「公簿、  
原野・宅地・田・山林現況は畑」・面積（㎡81,240）
- 3 あっせん申出の内容  
売買  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して  
おりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありま  
せんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、あっせん委員については、1番 梶田委員、14番 西原  
委員を指名します。

各委員は、よろしくお願ひします。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和5年度第2回農業委員会総会を閉会します。